

# 【資料5】

## 県下市町の管理不全空家認定基準策定状況（令和6年7月時点）

各市町の回答		解体補助金の有無	管理不全空家を補助対象とするか
大津市	令和6年度に管理不全空家等の判断基準を策定、認定は令和7年度に行う実態調査結果を踏まえ行う。	×	***
彦根市	管理不全空家については特措法施行以前から条例で対応している。140件を認定し、そのうち1件に勧告を行っている。	×	***
長浜市	現時点では管理不全空家の認定要件は定めておりませんが、当市の空家条例を令和6年9月付で改正して管理不全空家を定義に追加し、今後の活用を検討しているところです。	○	未定
近江八幡市	認定要件については策定済みです。活用方針については未定ですが、管理不全空家候補の物件をピックアップしています。	×	***
草津市	今年度中に認定要件を策定し、来年度からの運用開始を予定しています。	×	***
守山市	策定予定なし	×	***
栗東市	今年度、空家等対策計画の改定を行うため、併せて現行の特定空家等認定マニュアルを改定を進めている。管理不全空家を解体補助対象にしない。	○	対象にしない
甲賀市	今年度中に策定予定。	○	未定
野洲市	管理不全空家の認定要件の策定を検討しています。来年度に、固定資産税の住宅用地特例の解除を行いたいと考えているので、早々にまとめる予定です。	○	未定
湖南市	当市の対応としては各種要綱条ずれの対応と、管理活用支援法人の方針が決まるまでは指定しない方針を告示しています。今後、改正法第7条の「空家等管理活用促進区域」の指定や、13条の「管理不全空家等」の方針について、各市町の事例を参考に市の方針を検討していきます。 管理不全空家を解体補助対象にしない。	○	対象にしない
高島市	策定予定なし。 現在のところ、国のガイドラインに基づき判定すると考えており、市独自の認定基準は策定しない予定である。空家等対策計画の次回改定時に変更を検討している。	×	***
東近江市	基準を策定し、2件の管理不全空家等を認定の上、指導している。認定について策定した項目に当てはまる部分があるかどうか、プラス、物件の外見など総合的判断をしているため点数化で認定している分訳ではない。2件の認定案件は外見上も限りなく特定空家に近い物件である。 また、管理不全空家を解体補助金の対象とする考えもない。	○	対象にしない
米原市	本年6月に米原市管理不全空家および特定空家等判定基準を制定しました。管理不全空家の指定については、毎年実施している空家実態調査の結果を踏まえてしていく予定です。	○	未定
日野町	策定予定無し	×	***
竜王町	策定予定なし	×	***
豊郷町	県下市町の状況をみたうえで今年度策定予定。管理不全空家を解体補助対象にしない。	○	対象にしない
甲良町	現状は策定予定なし	○	未定
多賀町	策定予定なし。管理不全空家を解体補助対象にしない。	○	対象にしない

出典：滋賀県住宅課 管理不全空家認定基準策定状況